

協議第30号

環境対策事業の取扱いについて

環境対策事業の取扱いについて提出する。

平成15年10月27日提出

本荘由利一市七町合併協議会
会長 本荘市長 柳田 弘

環境対策事業の取扱いについて

- (1) 法令に基づき公害調査を新市において現行のとおり実施する。
- (2) 現行の公害防止に関する協定については、新市に引き継ぎ、新市において協定を結ぶ。
- (3) し尿処理については、現行のとおり本荘由利広域市町村圏組合の共同処理事務として実施するよう調整を図る。
- (4) 火葬場については、現在の施設を新市に引き継ぐものとする。
使用料は、本荘市の例により統合する。

平成 年 月 日確認

本荘由利一市七町合併協議会の調整内容

協 定 項 目	(各種事務事業の取扱い) 環境対策事業の取扱い
関 連 項 目	公 害 調 査 公害防止に関する協定等 し尿処理施設 火 葬 場

調整内容	<p>1. 法令に基づき公害調査を新市において現行のとおり実施する。</p> <p>2. 現行の公害防止に関する協定については、新市に引き継ぎ、新市において協定を結ぶ。</p> <p>3. し尿処理については、現行のとおり本荘由利広域市町村圏組合の共同処理事務として実施するよう調整を図る。</p> <p>4. 火葬場については、現在の施設を新市に引き継ぐものとする。使用料は、本荘市の例により統合する。</p>
------	--

各 市 町 の 現 況 (平成15年4月1日現在)				
項 目	本 荘 市	矢 島 町	岩 城 町	由 利 町
公害調査	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物最終処分場について、浄化槽放流水水質検査、地下水水質検査、ダイオキシン類分析調査を実施している。 酸性雪検査を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物焼却場について、焼却炉ばい煙、焼却灰調査分析を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 水質調査を実施している。9河川11地点、一般廃棄物処分場放流水。 雪川埋立処分場について、埋立業者が水質調査及び放射線量調査を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物最終処分場について、水質調査を実施している。
公害防止に関する協定等	<p>本荘電子(株) (現東北日新工機株式会社) 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動防止対策、廃棄物の適正処理、環境美化の各項目について毎月測定し、市へ報告する。</p> <p>(株)秋田新電元 土壌浄化処理状況について毎月測定し、年2回県と市に報告する。</p>	締結なし	トークムプロダクツ (現三菱マテリアル株式会社) 公害発生施設の規制、公害処理施設の整備促進、公害発生(水質、土壌(ダイオキシン等))の未然防止、その他公害対策、紛争対策等について協定している。	由利町田代集落 鮎川牧野農業協同組合 子吉川水系漁業協同組合 子吉川水系鮭鱒孵化生産組合 上記四者と、由利町一般廃棄物最終処分場及び閉鎖した東由利原粗大ごみ処理場に伴う周辺の環境保全等について協定を締結している。
し尿処理施設	し尿処理に係る一部事務組合として本荘由利広域組合との連携	し尿処理に係る一部事務組合として本荘由利広域組合との連携	し尿処理に係る一部事務組合として本荘由利広域組合との連携	し尿処理に係る一部事務組合として本荘由利広域組合との連携

各市町の現況（平成15年4月1日現在）				
項目	大内町	東由利町	西目町	鳥海町
公害調査	・一般廃棄物最終処分場について、水質調査を実施している。	・一般廃棄物処分場について、水質調査を実施している。	・一般廃棄物最終処分場について、水質調査を実施している。	・粗大ゴミ処分場について、水質調査を実施している。
公害防止に関する協定等	締結なし	締結なし	締結なし	締結なし
し尿処理施設	し尿処理に係る一部事務組合として本荘由利広域組合との連携	し尿処理に係る一部事務組合として本荘由利広域組合との連携	し尿処理に係る一部事務組合として本荘由利広域組合との連携	し尿処理に係る一部事務組合として本荘由利広域組合との連携

具体的な調整方法	
公害調査	法令に基づき公害調査を新市において現行のとおり実施する。
公害防止に関する協定等	現行の公害防止に関する協定については、新市に引き継ぎ、新市において協定を結ぶ。
し尿処理施設	し尿処理については、現行のとおり本荘由利広域市町村圏組合の共同処理事務として実施するよう調整を図る。

調整内容	<p>1. 法令に基づき公害調査を新市において現行のとおり実施する。</p> <p>2. 現行の公害防止に関する協定については、新市に引き継ぎ、新市において協定を結ぶ。</p> <p>3. し尿処理については、現行のとおり本荘由利広域市町村圏組合の共同処理事務として実施するよう調整を図る。</p> <p>4. 火葬場については、現在の施設を新市に引き継ぐものとする。使用料は、本荘市の例により統合する。</p>
------	--

各 市 町 の 現 況 (平成15年4月1日現在)				
項 目	本 荘 市	矢 島 町	岩 城 町	由 利 町
火葬場	<p>本荘市水林斎場 施設概要 火葬炉3基・動物炉1基・待合室2室 管理運営 業者委託 経費負担 本荘市・大内町・岩城町の1市2町で協定を締結 使用料 ・火葬炉 1市2町住民は無料 住民以外 10歳以上 25,000円 10歳未満 20,000円 死産児 15,000円 人体の一部 15,000円 ・動物炉 1市2町住民 20kg以上 4,000円 20kg未満 2,000円 上記以外 20kg以上 8,000円 20kg未満 4,000円</p>	<p>矢島町斎場 施設概要 火葬炉1基 管理運営 業者委託 使用料 町民は無料 町民以外は20,000円</p>	<p>本荘市水林斎場を利用</p>	<p>由利町斎場 施設概要 火葬炉1基 管理運営 業者委託 使用料 町民は無料 町民以外は20,000円 (減免規定) 他市町施設に入所している町出身者は無料</p>

各市町の現況（平成15年4月1日現在）				
項目	大内町	東由利町	西目町	鳥海町
火葬場	本荘市水林斎場を利用	東由利町斎場やすらぎ苑 施設概要 火葬炉1基・ロビー・待合室 管理運営 町管理 使用料 町民 15歳以上 4,500円 6歳以上15歳未満 3,000円 6歳未満 1,500円 胎盤 1,000円 町民以外 15歳以上 15,000円 15歳未満 12,000円 減免規定 町民で公費扶助受給者 行旅死亡人	青松苑（仁賀保町に設置） 施設概要 火葬炉2基・待合室 管理運営 業者委託 経費負担 西目町・仁賀保町・金浦町の三町で協定を締結し、仁賀保町が主管 使用料 町民 無料 町民以外 25,000円	鳥海町斎場やすらぎ苑 施設概要 火葬炉1基・待合室 管理運営 業者委託 使用料 町民 無料 町民以外 7,000円 （減免規定） 他市町施設に入所している町出身者は無料

具体的な調整方法	
火葬場	火葬場については、現在の施設を新市に引き継ぐものとする。使用料は、本荘市の例により統合する。減免規定は、由利町・鳥海町の例による。